

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 事業廃止の届出
- ② 手続根拠 : 航空法第124条(第118条準用)
- ③ 手続対象者 : 本邦航空機使用事業者
- ④ 提出時期 : 航空機使用事業を廃止したとき
- ⑤ 提出方法 : 廃止届出書を作成し、住所を管轄区域とする国土交通省各空港事務所へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 無し
- ⑧ 申請書様式 : 廃止届出書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省航空局地方航空局航空振興課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 住所を管轄区域とする各空港事務所
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216

3. 手続情報

- ① 審査基準 : -
- ② 標準処理期間 : -
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。